



よくあるご質問



Q1 検査や講習はどこで受けるのですか？

A 県内 35 か所の自動車教習所(学校)または運転免許センターで受けることができます
通知はがきが届いたら、早めに電話で予約をしてください

Q2 認知機能検査とは何ですか？

A 運転者の方に、自身の認知機能の状況を簡易的な検査により自覚していただき、引き続き安全運転に努めていただけるよう、支援する目的で行う検査です
あくまで「認知症のおそれがあるかどうか」を判定する検査ですので、「認知症か否か」を診断するものではありません

Q3 認知機能検査は再受検できますか？

A 受検期間内であれば可能です
体調不良や睡眠不足などで検査結果が思わしくなかった方は、体調を整えたうえで再受検することができます
お近くの教習所や運転免許センターに電話等で予約を入れてください

Q4 運転に不安を感じるのですが、相談できますか？

A 運転免許センターや最寄りの警察署にご相談ください
運転をされない方や安全運転に不安を感じるようになった方は、運転免許証の返納をご検討ください(電話で「# 8080」とダイヤルすると安全運転相談窓口につながります)
運転免許証を自ら返納された方は、身分証として使用できる「運転経歴証明書」(1,100 円)を申請することができます

Q5 臨時認知機能検査の対象となる交通違反と、運転技能検査の対象となる交通違反が重複した場合は、両方とも受検する必要がありますか？

A 両方とも受検することとなります

75 歳以上の運転者が特定の交通違反をした場合、違反行為の後に「臨時認知機能検査」を受検し、次回の運転免許証更新前の受検期間内に「認知機能検査」を受検のうえ「運転技能検査」を受検することとなります（※違反と更新の時期によります）
それぞれ通知が届いたら、電話等で予約を取って受検してください

Q6 臨時認知機能検査通知書が届いたが、免許返納予定なので受検しなくてもよいですか？

A 返納する場合は受検不要です

免許センター(0289-72-0880)へ連絡のうえ、すみやかに免許証を返納してください
道路交通法に定められているとおり、臨時認知機能検査通知書を受けてから1か月以内に受検しなければなりません
受検しないで受検期間が経過した場合は、免許の停止や取消等の行政処分の対象となります

Q7 受検/受講手数料はいくらですか？

A 実施場所により異なります

県内の各指定自動車教習所(学校)では、場所により各手数料の金額が異なりますので、予約時に確認してください

Q8 はがきが届いたので近くの教習所で予約をしようとしたが、空きがなく予約が取れませんでした どうしたらよいですか？

A 最寄り以外の教習所や、免許センターへお問い合わせください

全国的な高齢運転者の増加により大変混みあっており、予約が取りにくい状況です
最寄りの教習所以外にも、近隣地域の教習所や免許センターで予約が取れる可能性がありますので、問い合わせてください